

報告書によると、2年時に被害生徒とその保護者が転校を申し出た際の、生徒指導担当教諭からの「転校のリスクを考えているのか」という発言や、被害生徒が3年時の令和元年9月3日に統合失調症と診断され、その後登校できなくなったにもかかわらず、その後3ヶ月以上重大事態と認定されなかったことにつき、学校や教育委員会と被害生徒の保護者との間で「行き違い」や「すれ違い」があったとされている。

しかし、被害生徒が中学1年時からいじめについて担任教諭に相談していた事実や、2年時にも暴力を伴ういじめの事実があったにもかかわらず、生徒指導担当教諭が「転校のリスクを考えているのか」と発言したことは、明らかに被害生徒を威嚇し、自由な意思決定を阻害するという目的で発せられた言葉であり、これを「真意が伝わっていない」などと評価できるものではない。

また、重大事態としての認定時期についても、継続的ないじめを被害生徒が受けており、その被害生徒が重大な精神疾患に罹患し、その後登校できない事態に陥っているのであるから、早期に重大事態と認定した上で、保護者に説明し、早期に調査を実施すべきであった。

それにもかかわらず、学校が本件いじめ事案を重大事態と認定しなかったのは、明らかに被害生徒が卒業するまでの時間稼ぎを行っていたとしか考えられず、これをいたずらに善意に理解することは、今後も学校及び教育委員会の責任逃れを容認することにつながりかねない。

第3 おわりに

報告書においては、本件いじめ事案につき、前調査報告書に比較すれば詳細な検討が行われており、被害生徒やその保護者への一定の配慮も見受けられる。

しかしながら、本件いじめ事案に対する学校の対応が極めて不十分であったために、被害生徒へのいじめが継続した事実及び被害生徒の「異変」という重大な事実を学校と保護者はもとより、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの福祉職や医療機関と共有できなかったことが、報告書では

「学校現場の多忙さ」などを理由に容認されており、問題点の追及としては不十分なものとなっている。

学校現場の多忙さが社会問題であるとしても、そのことにより子どもたちの将来に大きな影響を及ぼすいじめ事案に対する対応が不十分なものとなることが容認されるべきでないことは明らかである。

以 上